

「町田市と事業者との包括連携協定に関するガイドライン」

町田市政策経営部企画政策課

2024年4月

目次

はじめに・ガイドラインの目的	3
ガイドラインにおける用語の定義	3
1 包括連携協定について	
(1) 包括連携に関する市の考え方	4
①包括連携協定が求められる背景	
②包括連携協定に対する市の考え方	
(2) 協定の種類	4
①包括連携協定	
②個別協定	
(3) 包括連携協定と個別協定の関係	5
(4) 協定と民間提案制度	6
2 協定について	
(1) 協定締結の流れ	7
(2) 包括連携協定を締結するための要件	7
(3) 包括連携協定における市及び協定事業者の役割	8
(4) 個別協定における担当課の役割	9
(5) 包括連携協定の締結後に実施する事業の要件	9
(6) 包括連携協定の締結後に実施する定例会議等	9
(7) 協定の有効期間	9
(8) 包括連携協定の解約	9
附則	

はじめに・ガイドラインの目的

このガイドラインは、社会課題等の解決に向け、意欲と実行力のある事業者と市が継続的に連携していくために、包括連携協定に関する考え方や協定の締結基準、運用方法などを整理することを目的としています。

ガイドラインにおける用語の定義

(1) 事業者

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外の団体のことです。

(2) 協定事業者

市と包括連携協定を締結した（締結する予定含む）事業者のことです。

(3) 担当課

事業を所管する町田市の課（課相当を含む）のことです。

(4) 連携事業

事業者が地域課題や行政課題の解決に向けて、市と協働で実施する事業のことです。

(5) 協定

このガイドラインにおける協定は、契約行為としての協定を意味しており、その対象は、「包括連携協定」、「個別協定（特定事業）」「個別協定（特定分野）」です。詳しくは、P.4 「(2) 協定の種類」をご覧ください。

協定とは、協議して取り決めをすることによって、契約行為の一種です。通常、契約の当事者や取り決め内容の明確化、また、後日の紛争を防止するなどのため、契約書に相当する「協定書」を交わします。

協定書は、「覚書」、「確認書」、「協定書」、「念書」などのように、他の名称を用いる場合がありますが、いずれも契約行為を書面に記載したものです。

1 包括連携協定について

(1) 包括連携に関する市の考え方

①包括連携協定が求められる背景

人口減少やテクノロジーの進化など、社会状況の変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が複雑化・多様化しています。そのため、市だけで、複雑化・多様化する市民ニーズ、多岐にわたる社会課題等に対して対応することは困難になってきており、事業者の協力が不可欠となってきました。

そこで、市は、市と事業者がお互いの立場を理解し対等な関係で、それぞれの強みを生かし連携して、各種課題に取り組んでいく必要があることから、包括連携協定の締結を進めています。

②包括連携協定に対する市の考え方

包括連携協定は、市及び協定事業者が相互の連携を強化し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的として締結するものです。

原則として、市の新たな財政負担は生じずに、市と協定事業者のそれぞれの強みを発揮し、それぞれが持つ人的資源や物的資源を活用して事業を実施します。

協定事業者にとっては、例えば、以下のメリットが考えられます。

まず、地域一層の活性化及び市民サービスの向上は、SDGsの目標にも通じるところがあるため、企業価値の向上につながります。そして、市の広報やホームページ等で市と連携・協力等をして実施する事業を周知することで、知名度の向上が期待できます。

次に、市の持つ公共施設などの行政財産、広報・情報発信媒体や行政としての信頼性など、有形・無形の様々な資源の活用ができます。

さらに、協定事業者単独ではなし得なかった新たなビジネスモデルの展開や既存のビジネスモデルの拡充につながる事が考えられます。

(2) 協定の種類

①包括連携協定

包括連携協定は、以下の9政策分野において包括的に市と事業者が相互協力をしながら、継続的な事業を行うために締結する協定のことです。

- ア 子育て支援・障がい者支援・高齢者支援に関する事
- イ 健康増進に関する事
- ウ 環境に関する事
- エ 地域産業の振興・支援に関する事

- オ 防災・減災に関すること
- カ 地域の安全・安心に関すること
- キ 文化及びスポーツ振興に関すること
- ク 男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関すること
- ケ その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

②個別協定

個別協定は、特定事業や特定分野に対し、事業者から具体的な事業提案があり、かつ具体的な事業を実施するために締結する協定のことです。

特定分野における協定とは、例えば、子どもや環境、防災など、包括連携協定の9政策分野のうちの一つ（その一部を含む）の分野を対象とし、複数の担当課と連携する場合です。

複数の担当課がある場合は、代表となる課を決めて、協定を締結します。

（3）包括連携協定と個別協定の関係

包括連携協定と個別協定の違いや名称の付け方等について、以下のとおり分類します。

協定の種別	内容	所管課	要件	協定名称の例
包括連携協定 (9分野)	9つの多岐にわたる政策分野において包括的に相互協力をしながら、継続的な事業を行うための協定	政策経営部 企画政策課	本ガイドラインに記載	「町田市と〇〇との包括連携協定」
個別協定 (特定分野)	包括連携協定に該当しない協定や個別の事業単位で、具体的な事業提案があり、	担当課	担当課の判断	「町田市と〇〇との△△に関する協定」
個別協定 (複数分野)	かつ具体的な事業を実施するために締結する協定			「町田市と〇〇との△△に関する包括連携協定」

図1 包括連携協定と個別協定

(4) 協定と民間提案制度

「町田市民間提案制度」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という。）に基づく民間提案制度と、PFI法に定めた手続きによらない自治体独自の民間提案制度の双方に対応し、幅広く事業者等からの提案を受け付け、事業化を目指すものです。

民間提案制度では、事業実施の過程で契約行為としての協定の締結を必須としませんが、事業実施の過程で協定を締結する場合、本ガイドラインに基づいて包括連携協定や個別協定を締結する場合があります。

なお、民間提案制度については、「町田市民間提案制度ガイドライン」をご覧ください。

2 協定について

(1) 協定締結の流れ

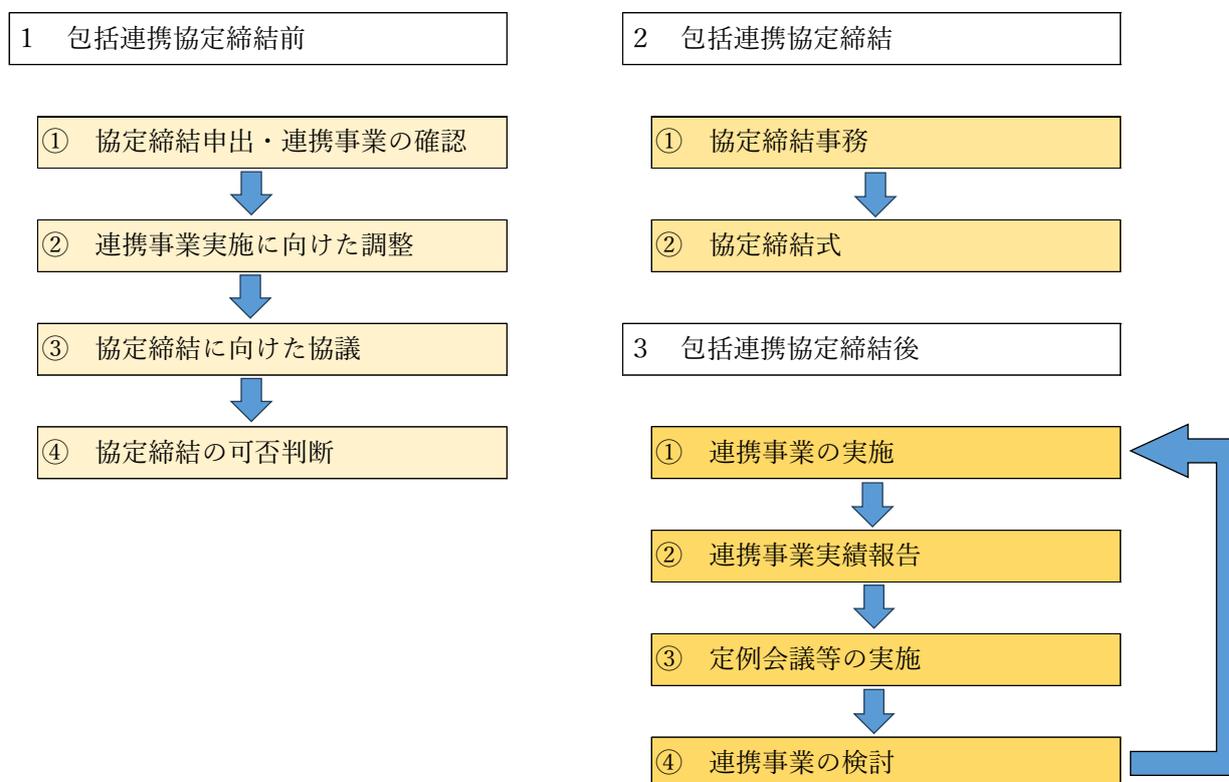


図2 協定締結の流れ

(2) 包括連携協定を締結するための要件

包括連携協定を締結するための要件は、次のいずれも該当するものとします。

- ア P.4 「(2) 協定の種類 ①包括連携協定」に記載する政策分野に係る連携事業を実施（予定含む）していること
- イ 上記アのうち、4以上の政策分野における連携事業を実施（予定含む）していること
- ウ 包括連携協定の趣旨を理解し、賛同していること。あわせて、市と継続的に対話し、積極的に連携事業を実施できる事業者であること

(3) 包括連携協定における市及び協定事業者の役割

市及び協定事業者は、協定の締結のため、また、継続した事業の実施のため、連携してそれぞれの役割を果たしていくことが求められます。

以下は、それぞれの主な役割です。なお、順番は前後する場合があります。



図3 包括連携協定における市及び協定事業者の役割

(4) 個別協定における担当課の役割

個別協定は、P.5「②個別協定」のとおりです。個別協定は、担当課が協定事務全般を行います。しかし、協定の締結状況などを把握するため、個別協定の締結状況について、政策経営部企画政策課に報告の実施をお願いしています。

(5) 包括連携協定の締結後に実施する事業の要件

協定締結後に実施する事業は次のいずれにも該当しないものとします。

- ア 法令等に違反するもの
- イ 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ウ 人権を侵害するおそれがあるもの又はこれに類するもの
- エ 公序良俗に反するおそれがあるもの
- オ 前に掲げるもののほか、連携事業としてふさわしくないもの

(6) 包括連携協定の締結後に実施する定例会議等

市と協定事業者は、継続して連携事業を実施するため、個別定例会議を開催し、定期的に対話の機会を作ります。

毎年度当初に、市と協定事業者ごとに個別で対話をし、前年度の連携事業の振り返りや連携事業の検討に関する対話を行います。

また、連携事業の実施にあたり、市や協定事業者から、協定事業者間の連携や協力を求められた場合には、別途、対話の機会を設けることがあります。

(7) 協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、1年間とし、有効期間満了の前月末日までに、町田市及び事業者のいずれかから協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、1年間更新するものとし、以後も同様の取り扱いとします。

(8) 包括連携協定の解約

市又は協定事業者のいずれかが包括連携協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、包括連携協定を解約することができるものとします。

2か年度以上連携実績がない場合は、包括連携協定の解約を検討します。

附則

- 1 このガイドラインは、2024年4月1日から施行する。